二千三十二年七月五日
二千三十三年一月五日
二千三十三年七月五日
二千三十四年一月五日
二千三十四年七月五日
二千三十五年一月五日
二千三十五年七月五日
二千三十六年一月五日
二千三十六年七月五日
二千三十七年一月五日
二千三十七年七月五日
二千三十八年一月五日
二千三十八年七月五日
二千三十九年一月五日
二千三十九年七月五日
二千四十年一月五日
二千四十年七月五日
二千四十一年一月五日
二千四十一年七月五日
二千四十二年一月五日
二千四十二年七月五日

（スリランカ側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本官は、更に、スリランカ民主社会主義共和国政府に代わって前記の了解を確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千二十五年三月七日にコロンボで

スリランカ民主社会主義共和国財務・計画・経済開発省次官
カナカラトゥナ・ムディヤンセラゲ・マヒンダ・シリワルダナ

スリランカ民主社会主義共和国駐在
日本国特命全権大使　磯俣秋男閣下

○財務省告示第九十八号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、令和七年三月三日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和七年四月十日　財務大臣　加藤　勝信

1　名称及び記号	利付国庫債券（２年）(第470回)
2　発行の根拠法律及びその条項	財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律（平成24年法律第101号）第３条第１項並びに特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項及び第47条第１項
3　振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4　発行方法	価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募入の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均して得られる価格をその発行価格とするものによる発行（以下「非競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）
5　募入決定の方法	
(1)　価格競争入札発行	各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
(2)　非競争入札発行	各申込みの応募額を案分により割り当てる。
(3)　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
6　発行額	
(1)　価格競争入札発行	額面金額で1,997,400,000,000円 うち、財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律第３条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で1,600,838,550,000円、特別会計に関する法律第46条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で300,157,050,000円、同法第47条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で96,404,400,000円
(2)　非競争入札発行	特別会計に関する法律第47条第１項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で1,000,000円
(3)　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	特別会計に関する法律第47条第１項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で601,800,000,000円
7　払込金額	
(1)　価格競争入札発行	1,996,351,615,000円
(2)　非競争入札発行	999,480円
(3)　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	601,487,064,000円
8　最低額面金額	50,000円
9　振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10　発行日	令和７年３月３日
11　発行価格	
(1)　価格競争入札発行	額面金額100円につき99円93銭５厘以上のそれぞれの応募価格
(2)　非競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額100円につき99円94銭８厘
12　利率	年0.8％